

知多市告示第 4 6 号

知多市保育体制強化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市保育体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民、子育て経験者等の地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育体制の強化及び保育士の離職防止を図るため、保育士の働きやすい職場環境の整備に取り組む保育事業者に対し、予算の範囲内で知多市保育体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、知多市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 5 3 年知多市条例第 2 3 号）及び知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、市内において児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項の規定により設置された民間の保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）を運営する保育事業者とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、「保育人材確保事業の実施について（平成 2 9 年 4 月 1 7 日付け雇児発 0 4 1 7 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「保育体制強化事業実施要綱」に基づき行う事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、保育士資格を有しない地域住民、子育て経験者等（以下「保育支援者」という。）の配置に要する費用で、報酬、給

料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）」別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」別表に規定する基準額と補助対象経費のいずれか少ない方の額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の要件）

第6条 保育支援者は、平成31年4月1日以降、新たに民間保育所等に配置された保育士資格を有しない者で、次に掲げる業務を行う者とする。

- (1) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃
- (2) 給食の配膳及び後片付け
- (3) 寝具の用意及び後片付け
- (4) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保育士の負担軽減に資する業務

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、知多市保育体制強化事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 補助申請額算出基礎資料
- (3) 保育所体制確認表
- (4) 配置されている人員全員が保育所に雇用されていることを証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多

市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条 規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から３０日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第１０条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市保育体制強化事業費補助金計画変更申請書（第３号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更決定の通知）

第１１条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市保育体制強化事業費補助金変更交付決定通知書（第４号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月３０日のいずれか早い期日までに、知多市保育体制強化事業費補助金実績報告書（第５号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助実績額算出基礎資料

(3) 事業実施期間中に該当者が配置され、第６条に定める業務を行ったことを証明する書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第１３条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市保育体制強化事業補助金確定通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第１４条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第１８条第２項の規定

により概算払又は前金払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市保育体制強化事業費補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

知多市保育体制強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において保育体制強化事業を行うため、次のとおり知多市保育体制強化事業費補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	

第2号様式（第8条関係）

知多市保育体制強化事業費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市保育体制強化事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第3号様式（第10条関係）

知多市保育体制強化事業費補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業
について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第4号様式（第11条関係）

知多市保育体制強化事業費補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、知多市保育体制強化事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

変更交付決定額	円
交付の条件	

第5号様式（第12条関係）

知多市保育体制強化事業費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

交 付 決 定 額	円
実 施 期 間	
添 付 書 類	

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

知多市保育体制強化事業費補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市保育体制強化事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第7号様式（第14条関係）

知多市保育体制強化事業費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長

様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定又は補助金額の確定を受けた事業について、次のとおり請求します。

請 求 金 額					円
交 付 決 定 又 は 確 定 額					円
上記のうち受領済額					円
振 込 口 座	金融機関名				
	店 名				
	預金の種類		口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				